

京都市火災安全改修相談制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、安心・安全のまちづくりにおける建築物の火災に対する安全性の確保について、火災安全改修相談における防火技術者による技術的な助言（以下「助言」という。）を行うために必要な事項を定めることにより、効果的な火災安全改修及び防火避難計画を誘導し、既存建築物に係る一層の防火上及び避難上の安全対策を促進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 火災安全改修 二方向避難の確保又は避難経路の防火・防煙対策が不十分であることにより、火災時に多数の者に危険が及ぶおそれのある既存建築物について、火災に対して避難上安全な構造とするために行う改修であって、直通階段等の竪穴部分の防火・防煙区画化、直通階段と一定離隔した室等の退避区画化（開口部、避難設備の設置等を含む。以下同じ。）、直通階段の増設又は避難上有効なバルコニーの設置等をいう。
- (2) 防火技術者 建築物の防火・避難に関する設計の経験や知見が豊富な専門家をいう。

(利用対象者)

第3条 助言を求めることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 火災安全改修に関する計画策定をしようとする者
- (2) 火災安全改修に関する増築又は改修をしようとする者
- (3) その他、建築物の防火・避難対策について、専門家の助言を必要とする者
- (4) 前3号に係る建築物の設計者

(防火技術者)

第4条 防火技術者は、建築物の防火・避難に関する設計及び火災安全改修に関して専門的な知識及び経験を有する者のうちから、市長が就任依頼する。

2 防火技術者は、本市からの求めに応じて助言を行う。

(防火技術者の任期)

第5条 防火技術者の任期は、2年とする。

2 防火技術者は、再任されることができる。

3 市長は、防火技術者が次の各号のいずれかに該当する場合、当該防火技術者を解任することができる。

- (1) 心身の故障のため事務遂行に支障があり、又は事務遂行に耐えない場合
- (2) 防火技術者としてふさわしくない行為があった場合
- (3) その他市長が必要と認める場合

(利用の手続)

第6条 本制度を利用しようとする者（以下「利用希望者」という。）は、事前に火災安全改修相談制度利用申込書（別記様式）に助言の対象となる建築物の概要が分かる資料を添えて、市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の申込書の提出を受けた場合、速やかに助言を行う場所及び日時を利用希望者に通知するものとする。

（公開）

第7条 計画及び助言の内容は、非公開とする。ただし、利用者、防火技術者双方の同意があった場合は、この限りではない。

（庶務）

第8条 本制度に関する庶務は、都市計画局建築指導部建築安全推進課において行う。

（補則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、本制度に関し必要な事項は、都市計画局建築指導部長が定める。

附 則

この要綱は、決定の日から実施する。

火災安全改修相談制度利用申込書

申 込 年 月 日	年 月 日		
申 込 者	住所		
	氏名		
	電話		
所有者との関係（ <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 設計者 <input type="checkbox"/> その他（ ））			
所 有 者 <small>（申込者と異なる 場合に記入）</small>	住所		
	氏名		
電話			
建 築 物 の 概 要	建 物 名 称		
	敷 地 地 名 地 番		
	建 築 年	年 月 日	
	建 築 物	用 途	
		構 造	<input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> 鉄筋鉄骨コンクリート造 <input type="checkbox"/> 鉄骨造（ <input type="checkbox"/> 耐火構造、 <input type="checkbox"/> 準耐火構造） <input type="checkbox"/> その他（ ）
		敷地面積	平方メートル
		建築面積	平方メートル
		延べ面積	平方メートル
		階 数	地上 階 地下 階
		高 さ	約 メートル
御了承いただける場合は <input checked="" type="checkbox"/> をお願いします。	<input type="checkbox"/> 計画及び助言の内容については所有者・建物名等が特定されないよう配慮のうえ、火災安全の普及啓発のためにホームページにて発信します。なお、公表する際はあらかじめ京都市から御連絡差し上げます。		
留 意 事 項	防火技術者からの助言は火災安全に対する改修方法の提案であり、具体的な設計を行うものではありません。 防火技術者からの助言は建築基準法関係法令等への適合性を判定するものではありません。		
備 考 <small>（助言を受けたい内容、御提供の資料にはない建物情報など）</small>			